

お申込みの流れ

1

お申込みの
ご相談



まずは最寄の森林組合または森林組合連合会までご相談ください。
※ご相談時には、**森林の所在地、樹種、林齢、面積**をお知らせください。

2

契約内容の
ご提案



ご相談内容に応じて、お見積もり（保険金額、保険料）をご案内いたします。

3

お申込み



お申込み内容が決まりましたら、申込書にご記入、ご捺印ください。
お申込みにあたっては、必ず**森林保険契約重要事項説明書**をご確認ください。
※申込書のご提出と併せて保険料をお支払いください。
※保険期間の開始日の設定については、お申込みの際に窓口にご相談ください。

4

ご契約
成立



手続きが完了しましたら、森林保険センターから保険証書をお送りいたします。
※保険の効力発生は保険証書作成日の翌日以降からとなります。新規契約の場合、申込から保険証書発行まで概ね20日間程度いただいております。
※保険証書は大切に保管してください。

- ・ 保険期間は、最短1年から最長20年まで、1年単位で選びいただけます。
- ・ 保険金額（損害時にお支払いする上限額）は、標準金額を上限として任意に設定できます。
- ・ 申込時に払い込む保険料は、設定された保険金額に各種割引適用後の保険料率を乗じた金額となります。保険料率は、都道府県別、樹種別（針葉樹・広葉樹の別）、林齢別（5年生以下・6年生以上）に定めています。
- ・ 保険料は、法人税法上、損金算入することができます。詳しくは税理士等にご相談ください。

森林保険
のしくみ



保険契約者
(被保険者)



契約のお申込み、保険料お支払い

災害発生

損害発生通知

保険証書の交付

最寄の
森林組合または
森林組合連合会



申込書、保険料

損害調査報告

保険証書の作成

森林保険
センター



支払い保険金の
決定

保険金のお支払い

※森林組合及び森林組合連合会は、森林保険センターとの委託契約に基づき業務を行っております。

※大きな災害が発生し、保険金の支払いが多くなった場合も安定した運営が確保できるよう国による債務保証等が法律に規定されるなど、国の関与のもとで公的な保険制度として運用されます。

ご契約時の
通知義務について

ご契約申込み時に、他の保険契約が存在するとき又は保険事故による損害発生の可能性が特にあると認められるときは、このことを通知してください。通知事項について故意又は重大な過失により通知しなかったときは、森林保険センターはご契約を解除することがありますのでご注意ください。

ご契約後の
通知義務について

他の
保険契約

ご契約申込み後に他社の保険を契約したとき又は他社の保険の契約内容を変更したときは、このことを通知してください。また、保険の目的について第三者が締結した保険契約があること又はその契約に変更があったことを知ったときも同様に通知してください。この通知義務に違反した場合は、森林保険センターはご契約を解除することがありますのでご注意ください。

危険増加

保険期間中に、保険事故による損害発生の可能性が著しく増加したときは、このことを通知してください。

※保険証書の記載事項に変更が生じたときは、申請をお願いします。

連絡先

